

令和5年度補正 モビリティDX促進のための無人自動運転開発・実証支援補助金
交付規程

(目的)

第1条 この規程は、モビリティDX促進のための無人自動運転開発・実証支援補助金交付要綱（20240110財製第1004号。以下「要綱」という。）第24条の規定に基づき、株式会社東急エージェンシー（以下「東急エージェンシー」という。）が行うモビリティDX促進のための無人自動運転開発・実証支援補助金（以下「補助金」という。）の交付の手続き等を定め、もってその業務の適正かつ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 東急エージェンシーが行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「施行令」という。）、並びに要綱の定めによるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の対象、補助率及び補助金の上限額)

第3条 東急エージェンシーは、自動運転移動サービス用車両及び自動運転トラックの開発事業を行おうとする事業者（以下「補助事業者」という。）が策定した計画書（以下「実施計画書」という。）が別記の要件を満たしていると認められる場合に、当該計画に係る事業（以下「補助事業」という。）の実施に必要な経費のうち、補助金交付の対象として東急エージェンシーが認める経費（以下「補助対象経費」という。）に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者並びに別表2の暴力団排除に関する誓約事項の記に記載されている事項に該当するものが行う事業については、補助金の交付対象としない。

2 補助対象経費の区分、補助率及び補助金の上限額は、別表1のとおりとする。

(交付の申請)

第4条 東急エージェンシーは、補助金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）に対し、様式第1による補助金交付申請書に様式第2による実施計画書及びその他東急エージェンシーが指示する書類を添付して、東急エージェンシーが指示する期日までに提出させるものとする。

2 申請者は、補助事業を共同して実施しようとする場合は、前項の補助金の交付の申請を共同でしなければならない。

3 東急エージェンシーは、申請者が第1項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。

以下「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請させるものとする。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定と通知)

第5条 東急エージェンシーは、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付の決定を行い、様式第3による補助金交付決定通知書により申請者に通知するものとする。この場合において、東急エージェンシーは、補助金の適正な交付を行うために必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知を行うものとする。

- 2 東急エージェンシーは、前項の通知に際して必要な条件を付することができるものとする。
- 3 東急エージェンシーは、第1項の規定による交付の決定を行うに当たっては、前条第3項により補助金に係る消費税等仕入控除税額について減額して交付の申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 東急エージェンシーは、前条第3項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。
- 5 東急エージェンシーは、補助金の交付が適当でないとして認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第6条 東急エージェンシーは、補助金の交付を決定する場合において、当該交付の決定を受けた補助事業者に対し、次に掲げる事項につき条件を付することができるものとする。

- (1) 補助事業者が委託先、外注先が存在する場合は、補助事業者は、それらの業務進捗状況を管理するとともに業務実績（経理等を含む）の取りまとめを行うこと。
- (2) 補助事業者は、適正化法、施行令、要綱、本規程、補助金交付の決定内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行うこと。
- (3) 補助事業者は、東急エージェンシーが第13条の規定による補助事業に係る状況の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金交付の決定内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、東急エージェンシーの指示に従うこと。
- (4) 補助事業者は、補助事業終了後、東急エージェンシーの指示に従い、補助事業の効果等を報告すること。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、補助金交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から10日以内に様式第4による交付申請取下げ届出書を東急エージェンシーに提出しなければならない。

(補助事業の経理等)

第8条 補助事業者は、補助事業の経費について、帳簿及びすべての証拠書類を備え、他の経理

と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、東急エージェンシー及び経済産業省の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

（計画変更の承認等）

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第5による計画変更（等）承認申請書を東急エージェンシーに提出し、その承認を受けなければならない。

（1）補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

（イ）補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

（ロ）補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合

（2）補助対象経費の費目ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の10パーセント以内の流用増減を除く。

（3）補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

（4）補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。

- 2 東急エージェンシーは、前項に基づく申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

- 3 東急エージェンシーは、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができるものとする。

- 4 東急エージェンシーは、第1項の承認に際して、予め経済産業省と協議を行うものとする。

（契約等）

第10条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は理由を付して随意契約によることができる。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、実施に関する契約を締結し、東急エージェンシーに届けなければならない。

- 3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約（契約金額100万円未満のものを除く）に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、東急エージェンシーの承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

- 5 東急エージェンシーは、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は東急エージェンシーから求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

- 6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(債権譲渡の禁止)

第11条 補助事業者は、第6条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を東急エージェンシーの承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社又は中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

- 2 東急エージェンシーが第16条第1項の規定に基づく確定を行った後、補助事業者が前項ただし書に基づいて債権の譲渡を行い、補助事業者が東急エージェンシーに対し、民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行う場合には、東急エージェンシーは次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議をとどめるものとする。また、補助事業者から債権を譲り受けた者が東急エージェンシーに対し、債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知若しくは民法第467条又は債権譲渡特例法第4条第2項に規定する承諾の依頼を行う場合についても同様とする。

- (1) 東急エージェンシーは、補助事業者に対して有する請求債権については、譲渡対象債権金額と相殺し、又は、譲渡債権金額を軽減する権利を保留する。
- (2) 債権を譲り受けた者は、譲渡対象債権を前項ただし書に掲げる者以外への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属並びに行使を害すべきことを行わないこと。
- (3) 東急エージェンシーは、補助事業者による債権譲渡後も、補助事業者との協議のみにより、補助金の額その他の交付決定の変更を行うことがあり、この場合、債権を譲り受けた者は異議を申し立てず、当該交付決定の内容の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、専ら補助事業者と債権を譲り受けた者の間の協議により決定されなければならないこと。

- 3 第1項ただし書に基づいて補助事業者が第三者に債権の譲渡を行った場合においては、東急エージェンシーが行う弁済の効力は、東急エージェンシーが支出の決定を行ったときに生ずるものとする。

(事故の報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに様式第6による事故報告書を東急エージェンシーに提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第13条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、東急エージェンシーの要求があったときは速やかに様式第7-1による状況報告書を提出しなければならない。

- 2 東急エージェンシーが指定した補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、毎

月東急エージェンシーに様式第7-2による月次報告書を提出しなければならない。

- 3 東急エージェンシーは、前2項の報告に関し、必要があれば補助事業者ヒアリング調査を実施するものとする。

(補助事業の承継)

第14条 東急エージェンシーは、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第8による承継承認申請書をあらかじめ提出させることにより、その者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができるものとする。

(実績報告)

第15条 補助事業者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の2月28日のいずれか早い日までに様式第9による実績報告書に、東急エージェンシーが定める書類を添えて、東急エージェンシーに提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、第12条による場合で、補助事業が当該年度事業期間中に終了しないときは、当該会計年度の3月13日までに、様式第10による年度末実績報告書を東急エージェンシーに提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は前項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ東急エージェンシーの承認を受けなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第16条 東急エージェンシーは、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第9条第1項に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するとともに、経済産業省に報告を行うものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、補助対象経費の実支出額に補助率を乗じて得た額と、交付決定された補助金の額（変更された場合は、変更された額とする。）とのいずれか低い額の合計額とする。

(補助金の支払)

第17条 東急エージェンシーは、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後、補助金を支払うものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第11による精算払請求書を東急エージェンシーに提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第18条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第12による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を東急エージェンシーに提出しなければならない。

2 東急エージェンシーは、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を請求するものとする。

3 前項において、東急エージェンシーは補助事業者に対し、15日以内の期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

4 東急エージェンシーは、第2項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(1) 返還すべき補助金の額

(2) 延滞金に関する事項

(3) 納期日

5 東急エージェンシーは、補助事業者が、返還すべき補助金を前項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(交付決定の取消し等)

第19条 東急エージェンシーは、第9条第1項第3号の補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第5条第1項の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は変更することができるものとする。

(1) 補助事業者が、法令又は本規程に基づく東急エージェンシーの処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(5) 補助事業者が、別表2の暴力団排除に関する誓約事項の記に記載されている事項に違反した場合。

2 前項の規定は、第16条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 東急エージェンシーは、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

4 東急エージェンシーは、第1項の規定による取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関して補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。

5 東急エージェンシーは、前項の返還を請求するときは、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。

6 第1項第4号に規定する場合であって、第4項の規定に基づく補助金の返還については、第18条第4項から第5項までの規定を準用する。

(加算金の計算)

第20条 東急エージェンシーは、前条第4項の規定によって補助金の返還を請求する場合、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。

2 東急エージェンシーは、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第21条 東急エージェンシーは、第18条第5項の規定によって延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。

2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(財産の管理等)

第22条 補助事業者は、補助対象経費（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第13による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。

3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第15条第1項に定める実績報告書に様式第14による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

4 東急エージェンシーは、補助事業者取得財産等を処分する場合、残存簿価相当額又は鑑定評価額若しくは処分により得られた収入又は見込まれる収入額の全部若しくは一部を東急エージェンシーに納付させることがある。

(財産処分の制限)

第23条 取得財産等のうち、東急エージェンシーが処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 前項の財産の処分を制限する期間は、補助金交付の目的及び減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間とする。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第15による財産処分承認申請書を東急エージェンシーに提出し、その承認を受けなければならない。

4 前条第4項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(評価委員会)

第24条 東急エージェンシーは、有識者から構成される委員会（以下「評価委員会」という。）を設置して、補助事業の実施内容等について意見を聴取し、技術的かつ専門的な評価及び助言を受けるものとする。

- 2 補助事業者は、当該事業の進捗状況について評価委員会の求めに応じて報告を行なうとともに以後の業務に反映させるものとする。
- 3 補助事業者は、評価委員会の助言に従い、補助事業の目的を達成するべく、事業の執行に努めなければならない。

(暴力団排除に関する誓約)

第25条 申請者は、別表2の記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(情報管理及び秘密保持)

第26条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特段の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうちその他の第三者の秘密情報（補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

- 2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。
- 3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(現地調査等)

第27条 経済産業省又は東急エージェンシーが必要と認めるときは、経済産業省職員又は東急エージェンシー職員が現地調査等を行うことができるものとし、補助事業者は、これに応じなければならない。

(その他の必要な事項)

第28条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、あらかじめ経済産業省に協議の上、東急エージェンシーが別に定める。

附則

この規程は、令和6年7月2日から施行する。